

処 分 書

日本航空株式会社 機長（P I C） あて

貴殿に対し、次のとおり処分する。

主 文

航空法（昭和27年法律第231号）第30条の規定に基づき、平成31年4月9日から平成31年8月6日までの120日間、航空業務の停止を命ずる。

理 由

平成29年12月2日、貴殿は、JAL10便に機長（P I C）として乗務するため出頭する前、予備の検知器を使ったアルコール検査により日本航空株式会社の基準値に近いアルコールが検知されたことから不安を感じ、当該便の副機長（S I C）に依頼して正式なアルコール検査を実施せず、副機長（S I C）に当該検査を代行させる不正行為を行い、当該便に乗務した。

乗務前日の飲酒の影響により自らの心身の状況に懸念があることを認識しながら、当該便の安全確保を統括する機長（P I C）の立場にあるにもかかわらず、アルコールの影響の有無の確認を行わず、副機長（S I C）にアルコール検査を代行させる不正行為を行った上で乗務まで至ったものである。

これは、航空法第104条第1項の規定に基づき認可された同社の運航規程において自らの心身に支障の無い状態であることの確認を求める規定に違反した行為であるだけでなく、同法第30条第2号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての非行に該当するとともに、航空安全に支障を及ぼす可能性のある重大かつ悪質な行為であった。

平成31年4月9日

国土交通大臣 石井 啓一

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。